

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成25年2月28日
【会社名】	株式会社 廣貫堂
【英訳名】	KOKANDO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 塩井 保彦
【本店の所在の場所】	富山県富山市梅沢町2丁目9番1号
【電話番号】	076-(424)-2271(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 村 達男
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市梅沢町2丁目9番1号
【電話番号】	076-(424)-2271(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 村 達男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 100,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社 廣貫堂 東京支店 (東京都世田谷区代田5丁目10番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成25年2月25日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	200,000株	100,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	200,000株	100,000,000	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

	割当予定先の氏名又は名称	割当予定先の住所	割当株数
1	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	200,000

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間(月)	申込証拠金(円)	払込期日
500		1,000株	平成25年3月18日(月)		平成25年3月21日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行なうものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社廣貴堂 総務人事部	富山県富山市梅沢町2丁目9番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北陸銀行 本店	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,000,000	500,000	99,500,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式の処分により調達する資金については平成25年9月末までにおいて、当社の中期経営計画に基づき、医薬品の製剤機械等の設備投資に充当することを予定しております。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	大成建設株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第152条(自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 平成24年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第153期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 平成24年8月9日 関東財務局長に提出 第153期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日) 平成24年11月13日 関東財務局長に提出 第153期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日) 平成25年2月8日 関東財務局長に提出

* 割当予定先は東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場しております。

* 上記は平成25年2月28日現在です。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当該会社は当社の主要な製造設備（滑川工場、呉羽工場）の建設施工主であります。

提出者と割当予定先との間の関係は、平成25年2月28日現在のものです。

c．割当予定先の選定理由

近時、当社グループ（当社、連結子会社13社）を取巻く経営環境は市場競争の激化など厳しさを増しております。

このような環境の中で当社グループは、環境の変化に対応しながら現在の3分野（配置直販、O T C事業、C M O事業）にグローバルの視点を加味した新中期経営計画（期間：平成25年4月から平成30年3月まで）を策定し、チャレンジ、イノベーションを念頭においた計画達成に向けた種々の課題に取り組んでおります。

その結果、達成を進める上で当社の製造設備において長年の取引により培った信頼関係にある大成建設株式会社を、割当予定先にする事で、同社との一層の関係強化が当社グループの中長期的な成長に資すると期待できることから、同社を割当予定先として選定することといたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 200,000株

e．株式等の保有方針

割当予定先は当社の主要な製造工場（滑川工場、呉羽工場）の建設施工主であり、長年の取引を継続しております。こうしたことを踏まえ割当予定先からは、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向である旨を確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先である大成建設株式会社の直近の有価証券報告書（平成24年6月29日提出）及び第3四半期報告書（平成25年2月8日提出）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本自己株式処分の払込みに要する資金の確保はあるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は以下の観点から割当予定先である大成建設株式会社及びその役員、従業員が、反社会的勢力及びその他特定団体等とも一切関係を有しないものと判断いたしております。

当社の内部統制上、新規に取引を開始する相手先について、当社は社外機関に確認等を依頼し、当該相手先が反社会的勢力と関係がない旨の確認等を実施いたしております。また既に取引関係を有する相手先であっても、関係者へのヒアリングや情報収集等に努め、契約の更新等に際しても、反社会的勢力その他特定団体等と関係を有しない旨の言明を求めています。大成建設株式会社については、当社と長年にわたり取引関係を有し、経営陣の資質、同社の社風などについては、そうした取引関係を通じ承知いたしております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、当社株式は非上場株式であるため、毎年6月に開催される取締役会において連結ベース1株当たりの純資産額(平成24年3月期は541.88円)を基に通常買取及び買増価格500円が妥当な価格であると合理的に判断し、毎年6月に開催される取締役会において決議しております。

上記の本自己株式処分の処分価格の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲内のものであり、特に、有利な処分価格に該当しないものと判断しております。

なお、本自己株式処分に関して取締役会に出席した当社監査役4名(うち3名は社外監査役)の全員から、取締役会における上記算定根拠による処分価格の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を総合的に勘案した結果、適性かつ妥当であり、処分予定先に特に有利な処分価額ではない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量200,000株は、当社発行済株式総数13,380,000株に対して1.49%(平成24年9月30日時点の総議決権数12,551個に対する割合は1.59%)に相当し、影響は軽微であると考えております。また、当社にとって製造設備に関わる重要発注先である割当先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

1. 平成24年12月25日提出の半期報告書の記載から変更はありません。
2. 当社が保有している自己株式は割当後171,960株(平成25年1月31日現在の株数に基づき算出)となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書および半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第98期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月25日 北陸財務局長に提出
半期報告書	中間会計期間 (第99期中)	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月25日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月10日

株式会社 廣貫堂
取締役会 御中

養和監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 村井 正昭 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 四十物 政憲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社廣貫堂の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社廣貫堂及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

株式会社廣貫堂
取締役会 御中

養和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村井 正昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 四十物 政憲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社廣貫堂の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣貫堂及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月10日

株式会社 廣貫堂
取締役会 御中

養和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村井 正昭 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 四十物 政憲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社廣貫堂の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第99期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社廣貫堂の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

株式会社廣貫堂
取締役会 御中

養和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村井 正昭 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 四十物 政憲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社廣貫堂の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣貫堂の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。